

吹田市立小・中学校英語指導助手派遣業務
公募型プロポーザル 実施要領

令和8年（2026年）8月

吹田市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育室

この「吹田市立小・中学校英語指導助手派遣業務 公募型プロポーザル 実施要領」（以下「本書」という。）は、吹田市（以下「本市」という。）が実施する吹田市立小・中学校英語指導助手派遣業務（以下「本業務」という。）を委託するため、本業務を受注する民間事業者（以下「受託者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手續等を定めるものである。

また、本書は、公募参加希望者に交付するものであり、本書及び添付資料及び以下の書類で一体を成すものである。

- 1 本書及び添付資料の他、本市が公表した書類
- 2 上記に関する質問回答書

第1 業務概要

1 業務名称

吹田市立小・中学校英語指導助手派遣業務

2 業務目的

- (1) 英語を母語とする、または英語を母語とする者と同程度の英語力を有する者である英語指導助手を吹田市立小・中学校に派遣し、児童・生徒の英語に関する興味・関心を高め、「聞く」、「話す」などの英語運用能力を育み、英語教育の充実を図る。
- (2) 英語だけの世界を楽しみながら、現地に詳しい外国人等と直接関わる体験を通して、英語によるコミュニケーション力を育む。
- (3) 国際化した社会において、グローバルな視野に立ち、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するため、自己を確立するとともに、他者を受容し、共生しながら行動できる力を育成できるよう国際理解教育を推進する。

3 業務内容

以下の(1)～(2)を踏まえ、業務の詳細は、別紙1「吹田市立小・中学校英語指導助手派遣業務仕様書」に従うこと。

- (1) 吹田市立小・中学校への英語指導助手派遣業務
- (2) 吹田市立小・中学校における国際理解教育推進の企画立案・実施に係る委託業務
 - ア ゲストスピーカーの派遣による異文化交流に関する業務
 - イ Suita English Rally (吹田イングリッシュラリー) に関する業務
 - ウ 友好交流都市等との交流に関する業務

4 契約期間

契約締結日から令和12年(2030年)3月31日まで

5 履行場所

- (1) 英語指導助手派遣業務
吹田市立小・中学校(53校)
- (2) 国際理解教育推進の企画立案・実施に係る委託業務
 - ア ゲストスピーカーの派遣による異文化交流に関する業務
吹田市立小・中学校(53校)
 - イ Suita English Rally (吹田イングリッシュラリー) に関する業務
吹田市内及び近隣市の各施設
 - ウ 友好交流都市等との交流に関する業務
吹田市立小・中学校(53校)

6 派遣人数

- (1) 就業時間が8時30分から15時30分までの者 10人(1人当たり3～4校を担当する。)
- (2) 就業時間が8時30分から17時00分までの者 21人(//)

7 提案上限額

536,571,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

各年度別の上限額は、下表の金額の範囲内で、企画提案書にて見積金額を提案すること。

また、見積金額には、「3 業務内容」の「(1) ～派遣業務」と「(2) ～委託業務」を分けて記載すること。

《年度別上限額》

(消費税及び地方消費税の額を含む)

令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	合計
0 円	169,624,000 円	178,106,000 円	188,841,000 円	536,571,000 円

8 総派遣見込時間数(「3 業務内容」の内、(1)に該当する派遣時間数)

	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	合計
小学校	0 時間	12,180.0 時間	12,120.0 時間	12,240.0 時間	36,540.0 時間
中学校	0 時間	31,972.5 時間	31,815.0 時間	32,130.0 時間	95,917.5 時間
合 計	0 時間	44,152.5 時間	43,935.0 時間	44,370.0 時間	132,457.5 時間

9 派遣料及び委託料の支払方法

(1) 派遣料

ア 派遣職員 1 人かつ 1 時間当たりの単価契約とし、派遣料金の基本単価(消費税及び地方消費税の額を含む。)を定める。

イ 前号で定めた基本単価に派遣時間数(公共交通機関の遅延により遅刻した時間があるときは、これを含んだ時間数とし、1 時間未満の端数があるときは、小数点第 3 位以下を切り捨てた時間数とする。)を乗じて得た額(小数点以下を切り捨て)を月ごとに支払うものとする。

(2) 委託料

委託料の支払方法の詳細については、本市と協議の上、決定するものとする。

第 2 プロポーザル参加資格条件

1 参加資格の条件

参加資格を有する者は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、希望種目が「人材派遣」であること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成 24 年 11 月 13 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 令和 5 年度(2023 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までのうち、少なくとも 2 つの年度において、地方公共団体における英語指導助手派遣業務実績があること。
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 5 条に基づく労働者派遣事業の許可を受けた者。

2 参加資格の喪失

参加者は、契約候補者決定までの間に、上記 1 に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

第3 選定スケジュール

1	本書の公表	令和8年(2026年)8月24日(月) (午後5時までに本市ホームページに掲載する)
2	質問の受付	令和8年(2026年)8月24日(月)～31日(月)午後5時まで
3	質問に対する回答	令和8年(2026年)9月7日(月) (午後5時までに本市ホームページに掲載する)
4	参加表明書等の受付	令和8年(2026年)8月24日(月)～9月14日(月) (平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること)
5	参加資格審査の結果通知	令和8年(2026年)9月28日(月)午後5時まで
6	企画提案書の受付	令和8年(2026年)10月26日(月)～30日(金) (平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること)
7	プレゼンテーション及び ヒアリング	令和8年(2026年)11月13日(金)午後1時15分(予定)～
8	選定結果の通知	令和8年(2026年)11月18日(水) (午後5時までに電子メールにより通知する)

第4 実施要領の配布期間及び配布方法

1 配布期間

令和8年(2026年)8月24日(月)から9月14日(月)まで

2 配布場所

吹田市ホームページ[トップページ→市政→市の組織・各課のご案内→学校教育部→学校教育室]又は[トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報]→令和8年度(2026年度)プロポーザル実施案件

3 配布方法

ホームページ上に公開している募集要領をダウンロードすることによる配布

第5 応募及び参加の手続等

1 提出書類

(1) 参加表明書(様式1)

本市様式によること(上記ホームページよりダウンロードが可能)。

(2) 英語指導助手派遣業務実績表(様式2)

本市様式によること(上記ホームページよりダウンロードが可能)。

「第2 プロポーザル参加資格要件」の(6)を参照。

(3) 労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証の写し。

「第2 プロポーザル参加資格要件」の(7)を参照。

2 提出方法

事前に事務局へ電話連絡(電話番号は「第11 事務局」を参照。以下同じ。)の上、直接持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に提出することとし、郵送の場合は簡易書留で提出すること。

3 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年（2026年）9月14日（月）午後5時（郵送必着）

(2) 提出先

「第11 事務局」宛に提出すること。

4 質問方法

質問は、学校教育室のホームページ（「第4 実施要領の配布期間及び配布方法」を参照。）掲載の「質問書（様式3）」にて電子メールで行うこと（ファックス不可）。

なお、本書に記載された事項以外の問合せは受付けない。

5 質問の受付期限

令和8年（2026年）8月31日（月）午後5時まで※

※電子メールの受信時刻を基準とし、送信後、平日の午前9時から午後5時までの間に受信確認の電話を入れること。

6 質問に対する回答方法

期間内に受けた質問については、令和8年（2026年）9月7日（月）午後5時までに、学校教育室のホームページ上にて回答し、個別には回答しない。

第6 参加資格審査結果の通知

1 通知内容

参加表明書を提出した者（以下「応募事業者」という。）に対して、参加資格を審査する。審査結果は、全応募事業者へ通知し、参加資格がない場合は、その理由を付して通知する。なお、応募事業者のうち、参加資格がある者のみ企画提案書の提出ができるものとする。

2 通知日

令和8年（2026年）9月28日（月）午後5時まで

3 通知方法

電子メールにて通知

第7 企画の提案について

1 企画提案書（A4判縦・左綴り、任意様式）

一応募事業者につき1つの企画提案を行うものとし、企画提案書6部を提出すること。

企画提案書を提出する事業者（以下「提案事業者」という。）は、企画提案書に下表の(1)から(3)までの内容を含み、各項目が分かるように示すとともに、PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと。

なお、企画提案書には、表紙（片面印刷とすること）及び見積書のうち1部を除き、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこととし、表示について事務局の指示があった場合は、提案事業者はこれに従い、その部分を修正すること。

また、企画提案書はA4判片面換算で40ページ以内（表紙・目次等は含まない）とし、ページ番号を付した上で、製本、ホッチキス留め等は行わず、クリップ留め等、分離が容易な方式で提出すること。

項目	内容
(1) 事業者に関する項目	ア 本業務に関する基本方針 イ 本業務の実施に向けて準備（業務フロー及びスケジュール等）の進め方 ウ 英語教育（または外国語教育）に対する研究体制や取組 エ マネジメント体制
(2) 企画・技術提案に関する項目	ア 英語指導助手の役割・英語指導助手の指導力を担保する取組 イ 児童・生徒の英語力の向上に向けた取組 ウ 国際理解教育に関する企画立案・実施方法等 (ア) ゲストスピーカーの派遣による異文化交流に関する企画立案・実施方法等 (イ) Suita English Rally（吹田イングリッシュラリー）に関する企画立案・実施方法等 (ウ) 友好交流都市等との交流に関する企画立案・実施方法等
(3) 独自提案	独自のノウハウや追加業務の提案
(4) 見積価格	見積書（任意様式）に記載し、経費の内訳としては派遣業務と委託業務、独自提案にかかる費用を分けて記載すること。

2 提出方法

事前に事務局へ電話連絡の上、直接持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間に提出することとし、郵送の場合は簡易書留で提出すること。

3 提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和8年（2026年）10月26日（月）～30日（金）午後5時（郵送必着）

(2) 提出先

「第11 事務局」宛に提出すること。

4 応募の辞退

参加表明書（様式1）の提出以降、企画提案書の提出期日まで随時応募を辞退することができ、応募を辞退する場合は以下のとおり辞退届（様式4）を提出すること。

なお、辞退した者はこれを理由として不利益な扱いは受けない。

(1) 提出期間

参加表明書の提出日から令和8年（2026年）10月30日（金）午後5時まで

(2) 提出先

「第11 事務局」宛に提出すること。

第8 プレゼンテーション及びヒアリング審査・選定について

1 日時・場所

(1) 日時

令和8年（2026年）11月13日（金）午後1時15分（予定）～

(2) 場所

吹田市教育委員会 教育委員室（吹田市朝日町3番 さんくす3番館4階）

2 出席者

一提案事業者あたり3人以内とし、出席者の氏名及び役職名をプレゼンテーション及びヒアリングの前日までに、事務局へ任意の様式にて電子メールにより報告すること。また、出席者は、会社名を特定できるようなもの（社名の入った制服やバッジ等）を身に着けないこと。

3 実施時間等

一提案事業者あたり40分（準備時間を含む説明20分・質疑20分）とする。ただし、提案事業者数によっては、一提案事業者あたりの時間を短縮する場合がある。また、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書を提出された順で決定する。

4 審査項目・審査基準・配点

審査項目	審査基準	配点
(1) 事業者に関する項目【30点】		
ア 本業務に関する基本方針	本業務の目的を理解し、業務に取り組む意欲が十分であるか。	5
イ 本業務の実施に向けて準備（業務フロー及びスケジュール等）の進め方	受託者決定後から業務開始まで、業務開始の準備を円滑に進められる体制になっているか。	5
ウ 英語教育（又は外国語教育）に対する研究体制や取組	学習指導要領を理解しているか。適切な指導方法を理解し、英語指導助手が適切に英語教育を指導するための体制となっているか。	5
エ マネジメント体制	(ア) 英語指導助手に対する連絡体制は十分か。 (イ) トラブル等に対する対応方法は適切か。 (ウ) 英語指導助手の病気・事故等で派遣予定日に業務が履行できない場合の代替者の派遣体制は十分か。 (エ) 英語指導助手の業務遂行能力の確認体制は十分か。	15
(2) 企画・技術提案に関する項目【50点】		
ア 英語指導助手の役割・指導力を担保する取組	(ア) 授業内に限らず、教育活動全般における英語指導助手の役割に関する考え方は十分か。 (イ) どの派遣校にも同じ水準・同じ質の英語指導助手を派遣するための取組は十分か。	10
イ 児童・生徒の英語力の向上に向けた取組	学習指導要領を理解し、派遣校の教員と協働した授業づくりに関する取組は十分か。	10
ウ ゲストスピーカーの派遣による異文化交流に関する企画立案・実施方法等	(ア) 本業務の目的を理解し、具体的に実現可能な内容の提案となっているか。 (イ) 授業内外でグローバルな視野を育成するため、児童・生徒が異文化に触れ、身近に感じるような交流や体験を通して多様な文化の理解に繋がるテーマが設定されているか。	10
エ Suita English Rally（吹田イングリッシュラリー）に関する企画立案・実施方法等	(ア) 本業務の目的を理解し、具体的に実現可能な内容の提案となっているか。 (イ) 市内全域の全学年の児童・生徒を対象に実施できるか。 (ウ) 英語を使う必然性のある環境の下、より実践的な英語力を育む企画になっているか。	10

オ 友好交流都市等との交流に関する企画立案・実施方法等	(ア) 本業務の目的を理解し、具体的に実現可能な内容の提案となっているか。 (イ) 市内全域の全学年の児童・生徒を対象にオンライン等で実施できるか。 (ウ) 授業内外でより実践的な英語力を育む企画になっているか。	10
(3) 独自提案【5点】		
	(ア) 独自のノウハウや追加業務の提案があるか。 (イ) 本業務の目的を理解し、本市にとって有益な提案であるか。	5
(4) 見積価格【15点】		
	見積価格が他の提案者の価格と比較して安価といえるか（小数点第2位以下四捨五入）。 評価点 = 評価基準点（15点）× $\frac{\text{応募者中最低見積額}}{\text{提案見積額}}$	15

5 最優秀提案事業者の決定方法

提案事業者の中から、吹田市立小・中学校英語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の各委員（以下「選定委員」という。）が、審査基準等に基づき審査を行い、評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした選定委員数が多い者を最優秀提案事業者とする。

1位と順位付けした選定委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした選定委員数が多い者を上位として決定する。

2位と順位付けした選定委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各選定委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。

いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。次順位者以降についても同様に決定する。

ただし、以下の各項のいずれかに該当する場合は、最優秀提案事業者として選定することはできない。

- (1) 見積金額が提案限度額を超過している。
- (2) 選定委員の評価点の平均が60点未満である。

6 結果通知

審査・選定結果については、令和8年（2026年）11月18日（水）午後5時までに、全提案事業者に対して、電子メールにより通知する。なお、最優秀提案事業者として決定されなかった提案事業者は、その理由を通知日の翌日から起算して7日以内に、説明を本市に求めることができる。

7 結果公表

(1) 公表方法

学校教育室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページの入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報において閲覧に供する方法により行う。

(2) 公表時期及び公表内容

最優秀提案事業者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表する。

- ア 最優秀提案事業者名並びにその提案金額と評価点
- イ 全提案事業者の名称（申込順）
- ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け（1位と順位付けした委員数の順、最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）表示）
- エ 審査項目・基準、配点
- オ 選定委員の役職名
- カ 選定委員会の会議録の概要
- キ その他必要な事項

第9 契約手続

1 契約の締結

本市は、最優秀提案事業者との間で業務契約締結に関する随意交渉を行い、業務契約を締結する。

2 次点者との契約交渉

本市は、以下の(1)~(3)のいずれかに該当し最優秀提案事業者と業務契約を締結しない場合は、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本実施要領「第2 プロポーザル参加資格条件」の参加資格要件に定める要件を満たすことができなくなったとき
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は最優秀提案事業者が本契約の締結を辞退したとき
- (3) その他の理由により本契約の締結が不可能となったとき

3 契約保証金

契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とする。

ただし、同規則の減額・免除に係る規定に該当する場合は、この限りでない。

第10 その他

1 失格事由

提案事業者に次の行為が1つでもあった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

- (1) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

2 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

- (1) 提案事業者が1者の場合も審査・選定を行う。

ただし、選定委員の評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）の平均が60点未満である場合、または見積額が提案限度額を超過する場合は最優秀提案事業者なしとする。

- (2) 提案事業者がない場合又は最優秀提案事業者として選定できる提案事業者がない場合は、

再度公募を行う。

3 派遣料及び委託料の支払方法

本業務に係る派遣料及び委託料の支払いは、事後払いとする。（各月払い、四半期払いなど支払回数及び時期については受託者の意向に従って定めるものとする。）

4 独自提案による追加業務の実施

受託者は、企画提案書において提案した独自提案の追加業務について、本市との協議を経て決定した内容に基づき、本業務の一部として実施することができる。

5 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本要領、仕様書等を遵守すること。

また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。

- (2) 本プロポーザルの見積価格については、以下の点に留意して作成をすること（「第1 業務概要」の7、8及び9を参照。）。

ア 派遣業務

年度別の本業務の総派遣見込時間数に対する1時間当たりの基本単価（消費税及び地方消費税を含む。小数点以下切り捨て。）及び当該基本単価に総派遣見込時間数を乗じた総見込額（小数点以下を切り捨て）の両方を明示した形で記載すること。

イ 委託業務

委託業務の積算方法については、特段の定めはないが、業務ごとに積算の内訳が分かるように記載すること。

また、消費税及び地方消費税を含めた記載にすること（小数点以下切り捨て。）。

- (3) 原則、業務内容は仕様書が優先する。仕様書の記載と異なる業務提案を行う場合は、企画提案書にその旨を記載すること。

当該業務提案に係る委託の可否については、契約前交渉において決定する。

- (4) 本プロポーザルに参加する者は、最優秀提案事業者決定後において、本要領の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

- (5) 応募・提案に係る経費は、すべて参加者の負担とする。

- (6) 提出された書類の受領後の差替え及び再提出は、誤字等の軽微な変更を除き、認めない。

- (7) 審査に必要な書類等の追加提出を求めることがある。

- (8) 全ての企画提案書は返却しない。

- (9) 提出された企画提案書は審査・選定の用途以外には使用しない。

なお、選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。

- (10) 提出された企画提案書の内容について、補足説明等を求めることがある。

- (11) 天災地変等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は本件公募プロポーザルを延期若しくは中止することがある。

なお、この場合において、応募者は、本件公募プロポーザルに要した費用を吹田市に請求することはできない。

第 11 事務局

1 名称

吹田市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育室

2 所在地

〒564-0027 大阪府吹田市朝日町 3 番 415 号（さんくす 3 番館 4 階）

3 電話・電子メール

直通電話 : 06-6155-8229（土、日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 30 分）

電子メール : kyo_sido@city.suita.osaka.jp